

	<p>辺野古違法アセス訴訟報告</p> <p>(訴えの利益)</p> <p>弁 護 士 高 良 誠</p>
--	---

	<p>裁判の争点</p> <p>・原告らに、<b>確認の訴えの利益</b>が認められるか</p>
--	--

	<p>確認の訴えとは</p> <p>・ 裁判所に何かを確認してもらって紛争を解決する裁判</p> <p>・ 確認の対象は、論理的には無限定</p> <p>・ 紛争解決に有効適切な訴えかどうかを選別する必要がある</p> <p>「訴えの利益」という要件で選別する</p>
--	--

	<p>訴えの利益(確認の利益)</p> <p>① 確認の対象が適切か否か 原則として、現在の<b>権利または法律関係</b></p> <p>② 確認の訴えという方法を選択することが適切か否か (本件ではあまり問題とならない)</p>
--	--

	<p>訴えの利益(確認の利益)</p> <p>③ 解決の必要性が現実化しているかどうか</p>
--	---

	<p>現在の権利または法律関係</p> <p>・ 「権利」とは 一定の利益を受けることが保障された法律上の地位で、一般的には「義務」という言葉に対応する言葉と理解されている</p> <p>・ 「法律関係」とは 権利と義務の関係のこと</p>
--	--

原告らの主張	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方法書, 準備書に対して意見を述べる権利 (意見陳述権)がある</li> <li>・ したがって, 裁判所は, 国の行為が違法かどうかという中身の問題を検討すべきである</li> </ul>

被告の主張	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原告らが方法書や準備書に意見を述べることができるということは, 「権利」ではない</li> <li>・ したがって, 裁判所は, 国の行為が違法かどうかという中身の問題を検討する前に, 今回の訴えを却下(門前払い)すべきである</li> </ul>

原告らの反論骨子	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境は, 一度破壊されると回復困難 また, 破壊の影響がどれほどで, どこまで及ぶかなども予測困難</li> <li>・ 環境影響評価法は, ①を前提に, 環境破壊を防止するという目的から, 事業者にあセス手続を義務付けている</li> </ul>

原告らの反論骨子	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ また, 環境影響評価法は, 事業者にあ適切なアセス手続をとらせるため, 市民が意見を述べる手続について詳細に定めている</li> <li>・ 良好な環境を享受するという権利利益 (段階的主張, 陳述書)</li> </ul>

原告らの反論骨子	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意見陳述権は, 環境影響評価法や憲法に由来する法的地位であり, 守られるべき</li> <li>・ 確認の利益は, Aという義務があることが確認されればBという権利または利益が守られるという関係にあれば認められる</li> </ul>

原告らの反論骨子	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ よって, 裁判所は, 今回の訴えを門前払いせず, 国の行為が違法かどうかについての判断をすべき</li> </ul>